

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市上下水道局管理規程第4号

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道事業の業務に係る公金の徴収等事務委託に関する規程（平成21年鈴鹿市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2 <u>において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定に基づき、上下水道事業の業務に係る公金（以下「公金」という。）の徴収、収納等に関する事務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p>第2条 鈴鹿市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事務を <u>地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により指定した者</u>に委託することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2 <u>及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4</u>の規定に基づき、上下水道事業の業務に係る公金（以下「公金」という。）の徴収、収納等に関する事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p>第2条 鈴鹿市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事務を <u>私人</u>に委託することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

第5条 削除

(告示及び公表)

第5条 管理者は、地方公営企業法施行令第26

条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる事
項を告示し、かつ、公表しなければなら

い。

(1) 受託者の名称及び事務所の所在地

(2) 委託事務の範囲

(3) 委託期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が

必要と認める事項

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。